

議事日程 (第4号)

令和3年3月25日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第33号議案 令和2年度中間市一般会計補正予算 (第14号)
(日程第1 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 第22号議案 令和3年度中間市一般会計予算
- 日程第 3 第23号議案 令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 4 第24号議案 令和3年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第 5 第25号議案 令和3年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 第26号議案 令和3年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第 7 第27号議案 令和3年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 8 第28号議案 令和3年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 第29号議案 令和3年度中間市公共下水道事業会計予算
- 日程第10 第30号議案 令和3年度中間市水道事業会計予算
(日程第2～日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第32号議案 令和3年度中間市一般会計補正予算 (第1号)
(日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議員提出議案 中間市議会委員会条例の一部を改正する条例
第 1 号
(日程第12 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第13 議員提出議案 中間市議会会議規則の一部を改正する規則
第 2 号
(日程第13 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第14 議員提出議案 中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
第 3 号
(日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第15 意見書案 イービス・システム搭載艦の導入計画の中止を求める意見書
第 1 号
(日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第16 意見書案 後期高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める意見書
第 2 号

(日程第16 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第17 意見書案 永久劣後ローン融資制度の創設を求める意見書
第 3 号

(日程第17 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第18 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (14名)

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	7番 掛田るみ子君
8番 草場 満彦君	9番 中尾 淳子君
10番 山本 慎悟君	11番 安田 明美君
12番 梅澤 恭徳君	13番 柴田 広辞君
14番 中野 勝寛君	16番 下川 俊秀君

欠席議員 (1名)

15番 井上 太一君

欠 員 (2名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 福田 浩君	副市长 …………… 白尾 啓介君
教育長 …………… 片平 慎一君	総務部長 …………… 田中 英敏君
市民部長 …………… 船津喜久男君	保健福祉部長 …… 藤田 宜久君
建設産業部長 …… 篠田 耕一君	教育部長 …………… 佐伯 道雄君
環境上下水道部長 ……………	安徳 保君
消防長 …………… 三船 時彦君	財政課長 …………… 蔵元 洋一君
企画課長 …………… 平川 佳子君	環境保全課長 …… 村上 智裕君
産業振興課長 …… 山本 竜男君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 拓生君 書 記 東 隆浩君

書 記 志垣 憲一君

書 記 千々和 完君

午前10時00分開議

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。会議に入ります前に、福田市長から報告したい旨の申し出がっておりますので、許可いたします。福田市長。

○市長（福田 浩君）

皆さん、おはようございます。市長よりご報告申し上げます。

令和2年度の特別交付税が3月19日に決定されましたので、ご報告申し上げます。

本年度における特別交付税の額は7億2,580万円で、昨年度と比較いたしますと2,100万円、率にして2.8%の減額となっております。

これは、本年度の国における地方交付税原資は2.5%増額となっておりましたが、令和2年7月の大雨等の災害の被災団体に係る財政需要が多額であったこと、また、今冬の大雪により、多大な除排雪経費を要する団体が多数となり、除排雪経費に対する措置額が過去最大となったことが要因であります。

しかしながら、本年度予算額を1,210万円上回る特別交付税を確保できましたことは、議会の皆様のご協力とご支援の賜物と感謝いたしております。

今後も、新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済活動の両立を実現させながら、引き続き、効率的な財政運営を推進していくことを申し上げまして、特別交付税のご報告とさせていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第33号議案

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、第33号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第33号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第14号）について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する事業につきましては、交付金の有効活用を目的とした事業の組替えを含む、一般会計補正予算（第12号）について、今月12日に議決をいただいたところでございますが、事業完了間際の3月時点において、再度執行状況について精査しましたところ、各事業においてさらなる執行残が見込まれま

した。

今回の補正予算は、この交付金の最大限の利活用を図るべく、さらなる事業の組替えを緊急にご提案させていただくものでございます。

それでは、補正の内容についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費におきまして、テレワークネットワーク環境構築費を1,240万円追加の上、その全額を繰越明許費としております。また、統合型GIS構築業務費を690万円減額いたしております。

衛生費におきましては、家庭用ごみ袋無料引換券を、全世帯に配布する経費を240万円減額いたしております。なお、家庭用ごみ袋の配布状況は、1万7,011世帯、配布率は83%となっております。

商工費におきましては、中間市中小企業等応援金を300万円減額いたしております。なお、応援金の支給見込件数は、440件で、その額は率にして、当初積算額の88%となっております。

これらにより、歳出につきましては、総額1,240万円の事業費の増減を行うものですが、いずれも交付金事業の事業調整によるものであることから、歳入につきましては、変更は生じないものとなっております。

以上により、予算の総額につきましては、補正前と変わらず、歳入歳出それぞれ256億5,216万5,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第33号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより第33号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第14号）を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、第33号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2. 第22号議案

日程第 3. 第23号議案

日程第 4. 第24号議案

日程第 5. 第25号議案

日程第 6. 第26号議案

日程第 7. 第27号議案

日程第 8. 第28号議案

日程第 9. 第29号議案

日程第10. 第30号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第2、第22号議案から、日程第10、第30号議案までの、令和3年度各会計予算9件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第22号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分及び第26号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第22号議案令和3年度中間市一般会計予算について申し上げます。

一般会計全体の予算総額は、令和2年度と比較して3億1,767万9,000円の減額、率にして1.6%減の歳入歳出それぞれ190億9,188万6,000円とするものです。

まず、歳入の主なものとしたしましては、地方交付税において、人口減少に伴い、令和2年度と比較して3億9,590万円減額の49億3,380万円が計上されています。

普通交付税の補完財源である臨時財政対策債については、令和2年度と比較して2億2,020万円増額の5億9,890万円が計上されています。

また、積極的な取組が進められておりますふるさと納税は10億円が計上されています。

次に、歳出の主なものとしたしましては、病院事業清算に伴う退職手当組合負担金が1億7,830万円計上されており、人件費は令和2年度と比較して2億1,360万円の増額となっております。

また、年々増加傾向にあった公共下水道事業への繰出金については、令和2年度に借換債が実施されたことなどにより、令和2年度と比較して730万円減額され、6億3,510万円となっております。

総務費の庁舎管理に要する経費においては、令和2年度にカーボン・マネジメント事業が実施され、庁舎内の照明のLED化やエアコンの更新が行われたことにより、光熱水費や修繕料などの需用費が、令和2年度と比較して610万円減額され、2,220万円が計上されています。

教育費においては、新たに障がいのある方が、地域の劇場や映画館などで舞台芸術、映画、音楽を自ら選択で鑑賞できる環境づくりを目的とした、地域の芸術環境づくり助成金に140万円が計上されています。

また、令和2年度末で、中間市働く婦人の家が廃止されることに伴い、令和2年度予算に計上されていた、働く婦人の家管理運営に要する経費は590万円全額が減額されており、令和3年度からハピネスなかまに機能が移転される中間市中央公民館の管理運営に要する経費は、令和2年度と比較して1,090万円減額され、510万円が計上されています。

討論において、「基金残高は令和元年度に1億3,000万円まで減ったが、令和3年度では11億3,000万円と、この2年間で10億円の伸びが予想されている。令和2年度は公共施設の廃止で予想外の支出を余儀なくされたが、それがなければ、さらなる余裕が生じたはず。これ以上、財政難を理由とする市民サービスの切り捨てはやめるべきであることから、反対する」との意見がありました。

次に、第26号議案令和3年度中間市公共用地先行取得特別会計について申し上げます。

歳出として公有財産購入費10万円、歳入として市債10万円が計上されており、予算の総額は歳入歳出それぞれ10万円となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第22号議案は賛成多数、第26号議案は全員賛成で、いずれも原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第22号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第23号議案、第24号議案、第27号議案及び第28号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第22号議案令和3年度中間市一般会計予算について申し上げます。

歳入の主なものといたしまして、歳入予算の根幹であります市税の市民税におきましては、コロナ禍の影響により1億1,230万円の減額となっておりますが、固定資産税におきましては、償却資産の増加により7,180万円が増額されております。このことにより、市税総額は、令和2年度と比較して5,390万円減額の38億3,390万円が計

上されております。

その内訳としましては、市民税15億9,730万円、固定資産税15億4,400万円、軽自動車税1億1,080万円、市たばこ税2億9,720万円、都市計画税2億8,440万円となっております。また、地方消費税交付金が7億7,770万円計上されております。民生費におきまして、国、県からの負担金及び補助金が49億1,930万円計上されております。

次に、歳出の主なものといたしまして、総務費の総務管理費では、市税の過年度還付金として、償還金利子及び割引料が2,100万円、戸籍住民基本台帳費では、戸籍記載システム保守等委託料及び個人番号カード関連事務委任交付金として3,350万円が計上されております。

民生費の社会福祉費では、社会福祉総務費におきまして、社会福祉協議会への補助金として1,610万円、障害者福祉費では、障害者支援に要する各種サービス費及び自立支援医療費等の扶助費が14億3,710万円、老人福祉費では、後期高齢者医療療養給付費負担金6億8,960万円、子ども医療費では、扶助費として1億2,290万円が計上されております。令和3年度から助成対象者が拡充され、現在、入院につきまして、中学生の負担分は、日額500円の7日分ではありますが、今後、自己負担なしとされ、通院の助成につきましては、小学校6年生までの対象を中学校3年生までに拡充し、自己負担額は、月額1,600円となっております。重度障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の扶助費として1億5,000万円、総合会館費では、ハピネスなかま施設内の風呂、ケアプール等の撤去及び空調改修工事請負費として1億3,990万円、また、地域生活支援事業費では、日常生活用具給付事業等地域生活支援事業として2,250万円が計上されております。

児童福祉費では、子ども・子育て支援費として、保育所施設型給付費6億3,300万円、幼稚園及び認定こども園施設型給付費2億8,900万円、中間保育園建替えのための保育所等整備事業費補助金として1億4,620万円、また、児童手当及び児童扶養手当の給付費が9億円計上されております。生活保護費では、扶助費として20億8,000万円が計上されております。

衛生費の保健衛生費では、予防費として、乳幼児、学童、高齢者などに対する各種予防接種委託料が1億540万円、病院事業清算費では、令和3年度以降も病院関係の残務処理に要する経費及び納品分等未払金清算に要する経費として3億3,920万円が計上されております。

次に、第23号議案令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について申し上げます。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税におきまして、一般被保険者国民健康保険税が令和2年度と比較して3,620万円減額の7億7,150万円となっております。

す。

また、県支出金として、35億1,340万円繰入金として、5億2,690万円が計上されております。

次に、歳出の主なものとしたしましては、保険給付費では、令和2年度と比較して1,990万円減額の34億9,370万円、国民健康保険事業費納付金では11億6,620万円、保健事業費では3,920万円が計上されております。

以上によりまして、予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億2,665万8,000円となっております。

次に、第24号議案令和3年度中間市住宅新築資金等特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものとしたしましては、県支出金において、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金が10万円、諸収入において、貸付金元利収入が120万円計上されております。

次に、歳出の主なものとしたしましては、総務費において、弁護士相談委託料として30万円、補償補填及び賠償金として100万円が計上されております。

以上によりまして、予算の総額は、歳入歳出それぞれ140万円となっております。

次に、第27号議案令和3年度中間市介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

保険事業勘定の歳入の主なものとしたしましては、65歳以上の第1号被保険者介護保険料が10億4,100万円、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金が11億9,640万円、支払基金交付金が13億2,070万円、県支出金が7億2,700万円、一般会計繰入金8億1,970万円が計上されております。

また、歳出の主なものとしたしましては、介護サービス利用に伴う保険給付費が45億6,780万円、また、地域での高齢者の生活を総合的に支援する地域支援事業費が4億8,500万円計上されております。

以上によりまして、保険事業勘定の予算の総額は歳入歳出それぞれ51億5,033万1,000円となっております。

次に、サービス事業勘定の歳入の主なものとしたしましては、予防給付費収入において、国保連合会からの予防給付ケアプラン作成費収入として3,730万円が計上されております。

また、歳出の主なものとしたしましては、居宅介護支援事業において、会計年度任用職員人件費及び介護支援計画原案作成委託料支払費として3,730万円が計上されております。

以上によりまして、介護サービス事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,731万円を計上いたしまして、保険事業勘定を加えた予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億8,764万1,000円となっております。

次に、第28号議案令和3年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料が、令和2年度と比較して360万円増額の6億2,660万円、一般会計繰入金が2億2,810万円計上されております。

次に、歳出の主なものといたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合納付金として8億3,710万円が計上されております。

以上によりまして、予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億6,179万1,000円となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第22号議案、第23号議案、第24号議案、第27号議案、第28号議案、いずれも全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第22号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分並びに第25号議案、第29号議案及び第30号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第22号議案令和3年度中間市一般会計予算について申し上げます。

まず、歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料において、公営住宅及び地域優良賃貸住宅の使用料が1億300万円計上されております。

国庫支出金の土木費国庫補助金においては、中鶴地区建替事業に伴う住宅市街地総合整備事業費補助金が3億4,710万円、道路・橋梁等の社会資本の改築、改修事業などに伴う社会資本整備総合交付金が1億7,160万円計上されております。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費において、公共交通の運行維持に係る補助金、中古住宅購入・リフォーム補助金等の各種補助金が4,870万円計上されております。

衛生費においては、遠賀・中間地域広域行政事務組合への火葬施設負担金として4,590万円、じん芥処理施設負担金として4億7,260万円が計上されております。

商工費においては、独立開業を目指す新規起業者の育成支援と、中心市街地のにぎわい創出を目的としたチャレンジショップの施設管理委託料が650万円計上されております。

土木費の道路新設改良費においては、通学路整備、のり面補修等の工事費が1億8,330万円、公園費において、都市公園の遊具改修工事費として5,520万円、住宅

建設改良費において、中鶴公営住宅新築工事と、それに伴う既存住宅解体等の工事費が6億9,620万円計上されております。

消防費においては、消防署指揮車購入に係る基金積立に370万円、平成26年度に整備した高機能消防指令センター設備の機器が更新時期を迎えていることから、設備の中間更新に係る経費として9,720万円計上されております。

討論において、「消防署指揮車の購入については賛成だが、県や国の補助制度を活用して購入すべきであり、石油貯蔵施設立地対策等交付金を利用して購入することには反対である」、「産業振興課において、農業費、職員数が削減されているが、食料自給率向上のために農業振興に力を注ぐべきではないか。また、コロナ禍の影響で市内の事業者が疲弊している今こそ、担当職員を増やして活気あふれるまちづくりをすることを強く要望する」との意見がありました。

次に、第25号議案令和3年度中間市地域下水道事業特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものといたしましては、下水道使用料が2,680万円、一般会計繰入金5,150万円計上されております。

なお、地域下水道は、令和3年10月から公共下水道に接続されることから、下水道使用料は前年度予算の約半額での予算計上となっております。

歳出の主なものといたしましては、中鶴・曙下水処理場の光熱水費及び修繕料として1,190万円、同下水処理場の維持管理等の委託料が7,350万円計上されております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ9,540万円となっております。

次に、第29号議案令和3年度中間市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

令和3年度の水洗化戸数は、1万5,991戸の予定であり、年間有収水量は、令和3年10月に接続する地域下水道分を含め、279万5,591立方メートルの予定となっております。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収益的収入の主なものといたしましては、下水道使用料が4億5,870万円、他会計補助金が4億8,380万円、長期前受金戻入が3億7,650万円計上されております。

収益的支出の主なものといたしましては、流域下水道維持管理負担金が3億5,310万円、有形固定資産、無形固定資産の減価償却費が7億5,500万円、企業債に関する利息が1億5,360万円計上されており、総額13億5,590万円となっております。

その結果、令和3年度は、消費税を含めまして2,920万円、消費税を除きますと360万円の利益が見込まれております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入の主なものといたしましては、建設改良等の財源として建設改良企業債が3億6,840万円、国庫補助金が1億7,800万円、他会計出資金が1億730万円計

上されており、総額6億9,980万円となっております。

資本的収支の主なものとしたしましては、建設改良費において、岩瀬西町地区、中鶴地区など16軒の下水道工事費として4億2,350万円、遠賀川下流浄化センターの増設に係る負担金として、流域下水道建設費負担金が8,270万円、企業債償還金において、下水道事業債の元金償還金が2億7,330万円計上されております。

その結果3億6,540万円の不足となりますが、不足額については、当年度分損益勘定留保金等で、全額補填される予定となっております。

次に、第30号議案令和3年度中間市水道事業会計予算について申し上げます。

令和3年度の給水戸数は、中間市と遠賀町を合わせて2万8,070戸の予定となっております。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。収益的収入の主なものとしたしましては、給水収益が9億1,230万円となっております。

収益的支出の主なものとしたしましては、浄水場施設の運転等、業務の一部委託料、施設の電気使用料、浄水用薬品費等の原水及び浄水費が2億5,280万円、有形固定資産、無形固定資産の減価償却費として3億4,880万円が計上されております。

その結果、令和3年度は、消費税を含めまして2,520万円の利益が見込まれております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入の主なものとしたしましては、配水施設整備に係る企業債の2億円となっております。

資本的支出の主なものとしたしましては、新水道ビジョン策定業務等の委託料、浄水施設更新工事等に伴う9件の工事請負費等の原水及び浄水施設改良費が1億3,890万円、配水管布設替工事等24件の工事請負費等の配水施設改良費が5億330万円、企業債償還元金が2億3,740万円計上されております。

その結果7億1,220万円の不足となりますが、不足額については、当年度分損益勘定留保金等で全額補填される予定となっております。

討論において、「浄水場の夜間・休日の運転等は、市の直轄で行うべきであり、職員の技術力継承を含め、これらを業務委託で行うことには反対する」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第22号議案、第30号議案は賛成多数で、第25号議案、第29号議案は全員賛成で、いずれも原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

第22号議案令和3年度中間市一般会計予算について反対意見を申し上げます。

財政上では、地方債残高は昨年度に比べて4億4,000万円ほど伸びていますが、一方の基金残高は、令和元年度に1億3,000万円まで減りました。しかし、令和3年度では11億3,000万円の積立見積りと、実にこれまでとこれからの2年間で10億円の伸びを予想しています。借換えによる償還延期のため1億2,200万円ほど利子払が増えるとの試算もありましたが、利子を0.5%で計算してのことで、実際にはもっと低利です。負担もよそよりかなり低めであることは明らかです。仮に0.5%試算の1億2,000万円で割り振っても、今後の20年間の単年度負担の年平均では600万円程度であり、中間市の財政規模からすると大した額ではありません。

人口減による将来への不安が前提となった対応が続いてきましたが、今回の国勢調査の結果を見ると、その予測とは異なった傾向も見られます。

また、今年度は市立病院の閉院や各施設の廃止と、その処理の中で、予想外の支出を余儀なくされました。それがなければ、それ以上の余裕が生じたはずですが。これ以上、財政難を理由とする市民サービスの厳しさはやめるべきです。むしろそのことが地方交付税の減額や地域経済の衰退を生み、地域内の経済循環を壊し、新たな困難を呼び込むことになります。お金は動いてこそ、経済効果を発揮します。後ろ向きに全力発信すべきではありません。

また、今後の財政運用では、借り方と返し方の均衡を考えた運用を求めます。返済を考慮しての新たな借り方を常に考えるべきです。

職員の人事評価制度は、効果として、勤勉手当の職員ごとの増減がなされていますが、こうした手法は職員間の競争を生むだけで、職場の輪を壊します。それでなくとも日本全体の地方公務員2004年、平成16年度304万人が、2019年度には274万人と30万人も減らされています。約10%ですが、中間市はこの間540人が419人へと22%も減らされました。さらに市立病院の閉院の結果、正規職員数は345人となり、36%の削減率となります。コロナ等で仕事が増えている中での減員です。まさに異常です。

現在、若手職員の離職が起り始めています。昨年度3人、今年度が目下のところ6人ということです。このことが、今の中間市と今後の中間市のあり方に、警告を発していると捉えなければなりません。このままでは職員は、夢も希望もやる気もなくしてしまうのではないのでしょうか。そして、そのことが市民サービスのさらなる低下につながります。

減員ではなく、増員を求めます。

就学援助では、クラブ活動費や生徒会費、PTA会費の支給はなされていないとのことですが、子育てしやすいまちとして、こうしたところにもっと力を入れるべきだと思います。

また、学校給食は現在、6校中2校のみ直営で実施をされていますが、現職員の退職を待って民間委託へと移行する計画だと聞いています。危機のときこそ直営方式が力を出すことは、全国的な先進例などで明らかです。民間委託している4校の直営化を求めます。

マイナンバーカードの普及のための予算が組まれています。マイナンバーカードは、その利便性よりデジタル関連法案の規定もあり、国による個人の情報の管理や地方自治の侵害が心配されます。マイナンバーカードのこうした税金を使つての推進はやめるべきです。

白島備蓄基地への協力金として、毎年石油貯蔵施設立地対策等交付金が400万円近くきています。こうしたことへの協力の半面、菅政権は2050年カーボンニュートラルへの挑戦から2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定しました。現在、自動車の電動化が予想を超えて進み、国際的にはガソリン車も販売禁止の地域も出てきています。

こうした変化に加え、白島基地の福智山火山断層の延長線上にある地理的危険性も考えると、危険で不要な基地は即刻やめるべきです。

ごみ袋料金は、全体としてごみの減量化が進み、市の広域組合に対する負担は減っている中で、袋購入による市民負担、一貫して増えています。広域組合での決定事項でもありますが、中間市から北九州市並みの金額への引下げを、まずは市長自らが理事会を通して、全力発信で提案することを求めます。

次に、第23号議案です。令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について反対意見を申し述べます。

国民健康保険税は、令和3年度は現行のままで、税の引き上げは見送られましたが、県単位となった結果、毎年その引き上げの可能性があります。低所得者や失業者が多く加入している現状からみると、それでも高過ぎます。減免制度の拡充と一般会計からの法定外繰入金を求めて、この予算案には反対をいたします。

次に、第27号議案令和3年度中間市介護保険事業特別会計予算について反対意見を申し述べます。

介護保険料は、令和3年度は料金改定で引き上げられます。今後、3年間は、その料金でいくこととなりますが、今、年金が引き下げられている中で、こうした公共料金のみが引き上げられています。しかも年金天引きであります。制度そのものの設定に無理があります。よって、この条例案には反対をいたします。

次に、第28号議案令和3年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について反対意見を申し述べます。

かつては、老人医療は無料の時代がありました。医療費は軽い症状で受診したほうが、結果的には安上がりで済むのは、各地の先進事例で立証済みです。お年寄りを病院から遠ざける制度設計の後期高齢者医療制度については反対であり、この予算案には反対であります。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。

第30号議案令和3年度中間市水道事業会計予算について反対の意見を述べます。

市民の命に関わる水道事業における、休祭日並びに夜間作業の民間委託は、人件費の削減のために行われているものであり、より安い賃金で雇用するということから、労働者間に差別を持ち込むものであります。

行政が非正規職員を増やし、人件費削減の目的で民間委託を進めていくような経済の悪循環を助長する行為は認められません。直ちに是正すべきとともに、老朽化する水道事業施設維持について技術力継承も含め、直轄に戻すべきだと考えます。

以上の理由から、令和3年度中間市水道事業会計予算については反対といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これで、討論を終結いたします。

これより、第22号議案から第30号議案までの令和3年度各会計予算9件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第22号議案令和3年度中間市一般会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第22号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第23号議案令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第23号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第24号議案令和3年度中間市住宅新築資金等特別会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第24号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第25号議案令和3年度中間市地域下水道事業特別会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第25号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第26号議案令和3年度中間市公共用地先行取得特別会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第26号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第27号議案令和3年度中間市介護保険事業特別会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第27号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、第28号議案令和3年度中間市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第28号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、第29号議案令和3年度中間市公共下水道事業会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告

のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第29号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第30号議案令和3年度中間市水道事業会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第30号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11. 第32号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第11、第32号議案令和3年度中間市一般会計補正予算(第1号)を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長(中野 勝寛君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第32号議案令和3年度中間市一般会計補正予算(第1号)のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億5,058万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ194億4,247万5,000円とするものです。

まず、歳入の主なものとしたしましては、国庫支出金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2億3,650万円計上されています。

また、市債において、同交付金への財源組替えが行われており3,370万円減額されています。

次に、歳出の主なものとしたしましては、総務費において、コロナ情報、災害情報などの緊急情報をテレビのデータ放送で自治体からの情報発信ができるKBCテレビ地上デジタル・データ放送利用料に130万円が新たに計上されています。

また、庁舎管理における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が500万円、財政調整基金積立金が1億4,000万円増額されています。

教育費においては、プログラミング教育などの学校ICT支援に要する経費に430万円、学校の消毒作業を行うスクール・サポート・スタッフ、学習支援員等に3,220万円、学校給食の価格上昇分を市が負担する学校給食費支援事業に1,070万円などが計

上されています。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

討論において、「国によるデジタル化の推進は、国民に幸せや利便性をもたらすより、国による管理と抑制の社会を生み出すだけである。また、教育的観点からも、もっと基礎的な教育に重点を置き、落ちこぼれのない教育方法を目指すべきであるため、反対する」との意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第32号議案令和3年度中間市一般会計補正予算（第1号）のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

歳入の主なものとしたしましては、新型コロナウイルス感染症対応に係る国庫支出金におきまして、衛生費負担金が1億1,730万円、国及び県からの児童福祉費補助金が650万円、総務管理補助金50万円がそれぞれ増額されております。

次に、歳出の主なものとしたしましては、総務費の戸籍住民基本台帳費におきまして、令和2年度マイナンバーカード普及事業による全国的なシステムの導入需要の増加により、年度内のシステムの導入が見送られておりました、個人番号カード管理システム導入委託料が50万円計上されております。

民生費の児童福祉総務費におきましては、地域子ども・子育て支援事業及び保育所等における新型コロナウイルス感染症対策補助金が810万円計上されております。

衛生費の予防費におきましては、国から具体的なワクチン接種料等が示されたことに伴い、ワクチン接種等の委託料が1億1,730万円計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第32号議案令和3年度中間市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について

審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳入につきましては、県支出金において、緊急短期雇用創出事業交付金が2,320万円計上されております。

次に、歳出につきましては、総務費において、交通対策に要する経費が2,700万円の増額となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民生活及び社会活動を維持するために不可欠なサービスを提供する公共交通事業者の経営に大きな影響が生じているため、3密を避け、安全な運行に協力する場合や、収束後の利用喚起を図るための環境整備をする場合に、中間市公共交通応援事業奨励金を支給するものとなっております。

衛生費においては、市内全世帯に家庭用指定ごみ袋無料引換券を配布するための経費として2,870万円計上されております。これは、令和2年度に実施した事業と同様に、取扱協力店舗において、引換券とごみ袋を無料で交換できるものとなっております。

労働費においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、働く場を失った方々等を対象に、小中学校消毒清掃員派遣など、緊急に短期の雇用を創出することを目的とした緊急短期雇用創出事業に要する経費が4,640万円計上されております。

商工費においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の回復、活性化を目的としたプレミアム付き商品券販売に係る経費として6,050万円が計上されております。なお、プレミアム率については、令和2年度と同様に30%となっております。

消防費においては、感染防護服、消毒剤等の新型コロナウイルス感染症対策物品の購入費が200万円計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

第32号議案令和3年度中間市一般会計補正予算（第1号）について、反対意見を申し上げます。

教育予算において、学校ICT支援に要する経費あるいは、プログラム教育用ロボット

活用業務委託料が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して計上されています。国はデジタル庁の創設とデジタル法案の制定によって、今以上に自治体を国の端末として扱い、個人情報保護に逆行する国の情報管理の一元化を図ろうとしています。それは個人情報の把握による、一層の社会保障費の削減に主たる目的があります。この背景には、社会保障の伸びを敵視し、自分たちの都合で国家予算の使い勝手をよくしたいという財界からの要望があります。

また、安倍前内閣陣にIT、情報技術分野での人材不足が深刻となってきたために、小学校からのプログラミング教育の必修化を決めました。国民の側からの要求というより、大企業の都合に合わせた教育的対応です。しかし、一連のこうしたデジタル化の国による推進は、国民に幸せや利便性をもたらすより、国による一層の管理と抑制の社会を生み出すだけです。

また、教育的観点からも、もっと基礎的な教育に重点を置き、落ちこぼれのない教育方向を目指すべきです。そうしたことから、この予算案については、反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これで討論を終結いたします。

これより第32号議案令和3年度中間市一般会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第32号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12. 議員提出議案第1号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第12、議員提出議案第1号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第1号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議員提出議案第2号

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第13、議員提出議案第2号中間市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、委

員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第2号中間市議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議員提出議案第3号

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第14、議員提出議案第3号中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中野勝寛君。

○議員(14番 中野 勝寛君)

議員提出議案第3号中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

中間市議会では、平成28年12月の市議会におきまして、中間市における人口減少や厳しい財政状況などを鑑み、議員定数を2人削減し、19人から17人とするとともに、議員報酬も1割削減いたしました。それから4年が経過しようとしている今、中間市においては、人口減少と財政状況の悪化がさらに進んでいます。

特に財政状況においては、公共施設の維持管理、建替えなどが困難であるということから、本年3月31日には、中央公民館、働く婦人の家、そして市立病院を廃止しなければならない状況となっており、市民の皆様にはご不便をおかけする事態であります。

さきの2月臨時会の市立病院廃止の審議において、執行部からは逼迫した中間市の財政状況が説明されました。その中で、財政再生団体という言葉も出てきており、さらなる行財政改革を進めていかなければ、中間市が財政再生団体になることは近い将来であると感じさせられるものであります。

市民の方から負託を受けている議員といたしましては、市民の皆様、行政サービスの

低下と負担を強いる財政再生団体に中間市がなることは絶対に避けなければならないと考えております。

このようなことから、中間市議会といたしましても、中間市の財政の健全化に寄与するため、議会改革を自ら行い、議員定数を削減するべきであると考え、条例改正を提案するものでございます。

条例改正の内容といたしましては、本年6月13日に執行されます中間市議会議員一般選挙から議員定数を1人削減し、「17人」を「16人」とするものでございます。議員定数を削減することにより、市民の意見を行政に反映できる機会を奪うなどの意見などもありますが、これはそれぞれの議員が、より一層市民に接することにより解決できるものと考えております。

議員各位のご理解とご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

議員提出議案第3号中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、反対意見を申し述べます。

この条例は、現在17名の議員定数が1名削減して、16名とするものですが、議員定数の削減については際限がありません。結局この議論の行きつく先は、議員不要論であり、それは議会制民主主義の否定です。

かつて、戦後の地方自治法では、人口5万人未満の市、もしくは2万人以上の町は、定数30人と定めて、そのとおりの運用がなされてきました。しかし、平成11年の議員定数の上限が26名と定められ、その後平成23年に上限の撤廃がなされて以降、次々と定数減がなされています。

現在、中間市議会には3つの常任委員会がありますが、現実の運用を見ますと、議員の中途での辞任もあり、4名から5名での運用がなされていますが、市民厚生委員会では、

1人の議員が病気のため欠席となり、委員長、副委員長、そしてそれ以外の議員1人という3人での議論がなされています。委員長には、賛否同数以外、議決権がありませんので、実質2名の議員による採決が行われています。これでは、広範囲の市民の意見を反映しての論議は無理な話ではないでしょうか。

民主主義には一定の費用負担は必要です。その経費節約のための定数減は、全体の奉仕者としての議員の役割をゆがめ、一部勢力への忖度政治の危険性を生み出すと思います。社会的弱者に考慮した勢力の力をそぎ、より大きな勢力の議会の寡占化を生み出すと思います。

以上により、本条例案には反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

議員提出議案第3号中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に対し、公明党市議団を代表し、討論を行います。

本年6月の市長選挙への出馬表明をしておられる梅澤、植本両議員の公約に、議員定数削減がうたわれていることからもお分かりのように、中間市の財政が厳しいのであれば、議員自ら定数削減をするべき、議員は今まで何をチェックしてきたのかなど、市民の議員に対する風当たりが強いことは、議員各位が感じておられることと思います。

ところで、議員1人当たりの年間経費は、報酬546万円、視察旅費10万円のほかに、勇退された議員への年金支給のための負担金と事務費が議員数で按分され、各議会に請求されています。その金額は令和2年度換算で1人当たり154万円、合計で710万円となるそうです。概算ではありますが、議員を1人減らせば任期4年で2,840万円の財政効果が見込まれることとなります。

昨年12月7日、公明党市議団は、市民の声を重く受け止め、下川議長に現在欠員の2名分を削減し、議員定数を15とする申入書を提出いたしました。財政効果はもとより、議会として市民と執行部に改革の決意を示すべきであると考えたからです。

本議案は、議長自ら署名をし、柴田広辞議員の協力のもと、中野議員が提出してくださいました。ご尽力に感謝いたします。定数1の削減は、私どもが求める数ではないものの、削減には変わらないことから、本議案に賛成とさせていただきます。

以上、討論を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

黎明会の梅澤でございます。議員提出議案第3号中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に対し、討論をいたします。

まず冒頭に、議案に対する所見を述べます。本来議員定数の削減は、被選挙権の行使との関係から、慎重かつ適宜な判断と合意が求められるものであり、特に削減を実行するに当たっては、有権者への周知が最大限配慮されなければならないものと考えます。

そういう意味で申し上げれば、今回の提案は、時期を逸したものと考えますが、一方、当市の財政状態を考慮し、なおかつ先ほどの提案理由にもありました、公的施設の廃止等による市民の皆さんへの痛みと、執行部と議会に対する大いなる落胆を考えたときに、ここで議会が市民の皆さんの、その思いを受け止め、市民の皆さんに寄り添う姿勢を示さなければ、さらに落胆は増幅し、議会に対する信用も期待も失われていくことが自明であります。

財政状況を考慮するのであれば、本来大幅な定数削減が本筋かと思えます。しかし、現状の中間市政の財政状況を鑑み、例えば定数1の削減であったとしても、私は今何をすれば市民の皆さんの思いに応えられるのかと熟慮に熟慮を重ね、不本意ながら、本議案に賛成することにいたしました。

最後に一言ですが、今回の定数削減の対応は、非常事態の対応であることを強く訴えて討論いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。議員提出議案第3号中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

議員の役割は、多様な市民の要求、そしてまた願いを的確に把握し、市政に反映させることにあると思います。さらに、市民参加の権利を守るために民主的な議会活動が重要ですが、議員定数削減では市民の要求願いをきめ細かく吸い上げることは難しくなります。

議員定数は、議会の役割や機能が十分果たされているかどうかで論じられるべきであり、財政負担軽減のためとか効率化といった面から定数削減が論じられるのは市民の民主的な権利を保障する上で、適切ではないと考えています。

以上の理由から、反対いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより議員提出議案第3号中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第15．意見書案第1号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第15、意見書案第1号イージス・システム搭載艦の導入計画の中止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

意見書案第1号イージス・システム搭載艦の導入計画の中止を求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

陸上配備方のイージス・アショアの配備計画は、システム上の欠陥から中止をされました。結局、配備もしないまま関連経費270億円を米国に支払ったこととなります。しかもこれを進めた陸上自衛隊が、そのままの担当となり、イージスレーダーの知見を有する海上自衛隊が外されたまま、進捗をしています。そしてその結果、陸上自衛隊がアメリカミサイル防衛庁MDAの言いなりにロッキード社のミサイルシステム、SPY7の導入に踏み切ろうとしています。結果として、今までのイージス艦のサイズでは、SPY7を搭載することができず、艦体を大きくするために1隻当たり700億円から800億円高くなります。そのため、以前のイージス・アショアに要すると言われた4,000億円をはるかに超え、維持費を含めると1兆円を越える予算が必要となります。

また、選定の過程でロッキード社と防衛省の癒着や利権構図まで疑念が生じ、野党合同ヒアリングでは、元海上自衛隊幹部が導入中止を求める発言をしています。

中国や北朝鮮の攻撃を前提としての迎撃体制ですが、日本が5年もかけてシステムを構築している間に、相手もより高度な攻撃態勢に踏み込みますので、結局計画から建設の途中で見直しという悪循環に陥ります。こうした無駄ともいえる迎撃システムは、国と国との話し合いによって危機打開策を見出すことによってのみ、解決することができます。

とにかく日本政府は、余りにも軍事的対応に偏り過ぎています。このような対応が続けば、何かの拍子に一触即発の事態が起こりかねません。そうなれば、人類存亡の危機にもつながります。また、そうした無駄な予算に使うのではなく、現在実際に人命が失われている人類にとって深刻な危機である、コロナ対応にこそ、優先的に使うべきだと思います。

以上により、提案理由といたします。議員諸氏のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第1号イージス・システム搭載艦の導入計画の中止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立少数であります。よって、意見書案第1号は否決されました。

日程第16. 意見書案第2号

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第16、意見書案第2号後期高齢者医療費窓口負担増の中止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

○議員(4番 柴田 芳信君)

日本共産党の柴田芳信です。後期高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める意見書案についての趣旨説明を行います。

75歳以上の高齢者は病気やけがをすることが多く、複数の医療機関を受診することや治療が長期になることが多々あります。また、高齢者の生活状況は、収入の柱である年金も法改正で度々減少したことで、預貯金を取り崩して生活しているのが実情です。生活費補填のために働いておられる高齢者の方も多くいます。

そんな中、厚労省社会保障審議会の最終答申で、「現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という社会保障の構造を見直す」と提言しました。菅首相は75歳以上の医療費窓口負担の引上げについては、昨年12月の国会閉会后、政権与党のトップ会談で単身年収200万円以上、新たな対象者については370万人の方を2割へ引き上げることで最終合意し、その後閣議決定を行いました。高齢者の負担増を前提に、社会保障費抑制と現役世代の負担軽減を口実にして議論されたものです。

しかし、厚労省社会保障審議会の資料では、2割負担導入の際、高齢者1人当たりの平

均窓口一部負担額は、外来・入院合わせて年間3万4,000円も増えることとなりますが、現役世代の負担抑制効果は1人当たりの年800円程度にしかならないことを示しております。現役世代への負担軽減という理屈は極めて疑問です。

しかも、高齢者親族の生計を支える世代、さらに育児と介護を同時に担うダブルケア世帯も増えており、こうした現役世代は、逆に経済的に追い詰めてしまうこととなります。現役世代への給付が少ないのは、不十分な児童手当や十分に提供されていない保育所サービスなどに目を向けてこなかった政府の責任です。高齢者の給付を増やすことが解決の道ではありません。

さらに、いま新型コロナウイルス感染症により、国民の生活や暮らしのあり方が一変しました。倒産や事業縮小が進み、非正規労働者の解雇、雇い止めが増えるなど、かつてない状況が広がっています。

そんな中、第3波と言われる感染拡大は、一部地域で増加し続けています。特に基礎疾患を多く抱える高齢者は、重症者率と死亡率が高くなっており、不安が増えています。このような時期に医療費負担を増やすことは、より一層、医療機関の受診控えが増加し、必要なときに医療が受けられなくなり、高齢者の命と生活に重大な問題を引き起こすことになりかねません。

人道的な立場で以下の項目について要望いたします。

- 1、後期高齢者の医療費窓口負担の2割化を中止することを求めます。
- 議員皆様の賛同をお願いし、意見書の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第2号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第2号後期高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立

を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 意見書案第3号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第17、意見書案第3号永久劣後ローン融資制度の創設を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。意見書案第3号の永久劣後ローン融資制度の創設を求める意見書案の提案理由を行います。

天災ともいふべきコロナ禍により、日本経済の基盤である企業が大小を問わず、売上高30%減から50%減、あるいは休業の危機、資金繰りの危機に追い込まれ、廃業や倒産に追い込まれようとしています。この状況が数か月続けば、企業においては、運転資金の枯渇につながります。

そうした中、緊急経済対策として日本政策金融公庫等の金融機関により、緊急運転資金の貸付けが実行されていますが、いつ回復するか分からない経済状況下で、長くとも数年先には返済が始まる融資のみでは、経営計画は砂上の楼閣となることが危機されています。そして、負債は膨れ上がりバランスシートは確実に劣化します。

そこで、永久劣後ローン融資制度を導入することで、大小問わない企業の利用が可能となり、とりわけ喫緊にその制度を必要とする中小企業が経営計画の中に、自信をもって返済計画を織り込める融資制度となります。

具体的には、地域金融機関が返済期限を定めない永久劣後ローンを実行し、その債権を政府と日本銀行の出資により設立された買取機構が買い上げるという仕組みを構築し、擬似資本を中小企業に注入するというものです。この制度により、中小企業は金利を支払い、長い年月をかけて損失を修復し、資金に余裕ができたときに元本を一括返済します。

この買取機構は、永久劣後ローンの金利を例えば2%にすると50年で、4%にすれば25年で元本を回収でき、さらに中小企業からは、元本を一括返済されるため、国の財政への負担は小さく、経済再生に大きな効果を生み出します。その結果、地域金融機関に損害は発生せず、中小企業は債務超過にならないため、円滑に融資が行われるようになります。

よって、国会及び政府においては、地域経済の基盤である中小企業の存続を守り、中小企業との共存共栄を図る地域金融機関を支援し育てることを目的として、次の事項について取り組まれるよう要望します。

1つ、地域経済の基盤である中小企業の存続を守り、地域金融機関の育成や支援につながる全企業を対象とした永久劣後ローン融資制度の仕組みを創設すること。

以上、議員の皆様のご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

田口澄雄です。意見書案第3号永久劣後ローン融資制度の創設を求める意見書案について、意見を述べての賛成といたします。

この文章の中では、大小問わない企業という文言が出てまいりますが、救済の主たる対象が中小企業であることを説明した部分もあります。そうであるのなら、大企業については対象から除外をし、触れる必要もなかったのではないのでしょうか。コロナ禍の中での中小企業の救済措置としては、有益だと思いますので、以上意見を付しての賛成といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第3号永久劣後ローン融資制度の創設を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第18、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第85条の規定により、議長において田口澄雄君及び柴田広辞君を指名いたします。

これをもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。

ここで閉会に当たり、福田市長から発言が求められておりますので、これを許可いたします。福田市長。

○市長（福田 浩君）

令和3年第3回中間市議会定例会の閉会に当たりまして、この場をお借りいたしまして、ご挨拶を申し上げます。

まず、今回の定例会におきまして、令和3年度当初予算をはじめとする数多くの議案のご審議、ご賛同ありがとうございました。予算を成立していただきましたので、しっかり執行してまいりたいと考えております。

さて、私、福田健次、市長就任から4年近くが経過し、1期目が間もなく終わろうとしております。振り返りますと、4年前、皆様方の前で私自身の発信力、そして行動力を最大限に駆使し、中間市の魅力を全力発信していくということを申し上げました。そして私が掲げた政策実現を目指し、市長に就任したのでありますが、就任時において、既に中間市が非常に厳しい財政危機に陥っていることを認識いたしました。

このため、自らの公約よりも、まずは財政再建が先決だと考え、中間市が今後も持続可能な自治体運営を行っていくためには、聖域なき行財政改革が必要だということを踏まえて、市政を担ってまいりました。

また、あらゆる機会を捉え、中間の魅力を全力発信するというトップセールス、シティプロモーションを積極的に推進してまいりました。その結果、新聞、テレビといったメディアへの露出が増加し、中間市のブランド力が向上いたしております。

さらには、地域におけるケアトランポリンの定着による健康づくり、様々な企業、大学等との連携協定による市民サービスの向上、学校でのロボットによるプログラミング教育推進など、市民サービスの面においては、一定の成果を上げてきたと自負いたしております。

おかげさまで、こうした取組が結果となって、財政状況改善に結びつき、中間市創生への足がかりとなっているのは間違いございません。ようやく改善してきた財政運営のさらなる健全化、この4年間で果たせなかった重要課題の解決のために、この私に対して、引き続き市政を担ってほしいという多くの市民の皆様から、ありがたい声をいただいておりますことから、継続して市政を任せていただく機会にチャレンジしたいと考えております。

この4年間で、未来のまちづくりに向け、種をまくことはできました。この次の4年間

は、その種が実を結び、すばらしい花を咲かせることを目指していかなければなりません。そのためにも地域の活性化、中間市が笑顔あふれるまちとなるように、引き続き、執行部と議会とが両輪となって進んでまいりましょう。

また、市民の皆様におかれましては、厳しいコロナ禍ではございますが、力を合わせて頑張ってください。

以上、貴重なお時間をお借りいたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（下川 俊秀君）

傍聴者の拍手はやめてください。

閉会に当たり、私からもご挨拶申し上げます。

令和3年第3回中間市議会定例会延べ24日間にわたり、皆様のご協力のもと、全ての日程を終えることができましたこと、厚く御礼申し上げます。

今定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症対策に係る予算が数多く計上されております。いまだ先の見通せない新型コロナウイルス感染症ですが、今後高齢者の皆様から始まるワクチン接種が、コロナ終息への決め手となると考えております。執行部におかれましては、市民の皆様の健康を守り、いち早い安心感を与えるため、安全で円滑なワクチン接種の実施をお願いします。

また、先ほど福田市長におかれましては、次のチャレンジに向け、意を固めたようであります。私ども市議会も任期は残すところ3か月余りとなりました。議員の皆様におかれましては、あわただしい時期を迎えると思いますが、くれぐれも体調にご留意され、ご活躍されますことを願うものであります。

結びに市民の皆様方のご健勝、ご多幸を祈念申し上げます、私の挨拶といたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和3年第3回中間市議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前11時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 田 口 澄 雄

議 員 柴 田 広 辞

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員